

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 星や宇宙、自然への親しみをとおして、市民の保養と観光の振興に寄与するため、鳥取市さじコスモスの館(以下「コスモスの館」という。)を鳥取市佐治町高山に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 コスモスの館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にコスモスの館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) コスモスの館の利用に関する業務
- (2) コスモスの館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コスモスの館の管理上市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第5条 コスモスの館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、コスモスの館の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コスモスの館の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、コスモスの館の管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(利用料金)

第7条 コスモスの館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 コスモスの館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、コスモスの館を許可に係る利用目的以外に利用し、若しくはその利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、コスモスの館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(行為の制限等)

第11条 コスモスの館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、コスモスの館の管理上支障があると認められる行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はコスモスの館からの退去を命ずることができる。
(原状回復の義務)
- 第12条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。
(損害賠償)
- 第13条 コスモスの館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 2 第10条の規定に基づく利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。
(職員の立入り)
- 第14条 利用者は、コスモスの館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。
(委任)
- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にさじアストロパーク宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例(平成16年佐治村条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成24年3月22日条例第2号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成25年12月20日条例第52号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例(第20条、第32条、第34条、第35条、第51条及び第52条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例(第7条から第9条まで、第11条及び第29条の規定によるものを除く。)の施行の際現になされている使用、利用又は占有の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占有料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占有料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成31年3月25日条例第3号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例(第34条から第37条まで、第53条及び第54条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例(第8条、第9条、第11条及び第29条の規定によるものを除く。)の施行の際現になされている使用、利用又は占有の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占有料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占有料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 別表(第7条関係)
(本表…一部改正〔平成25年条例52号・31年3号〕)

区分		金額(1人1泊につき)		
		1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合
本館和室	大人(中学生以上)	5,700円	5,300円	5,000円
本館洋室	大人(中学生以上)	7,200円	6,700円	
別館和室	大人(中学生以上)	6,700円	6,200円	5,700円
備考				
1 小学生が利用する場合の宿泊料は、この表に定める額から200円を減じた額とする。				
2 小学生未満の者が利用する場合の宿泊料は、1人1泊につき2,000円とする。				
3 金曜日及び土曜日並びに <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日の前日並びに7月20日から8月11日まで及び8月17日から8月31日までの日に宿泊する場合(次項に定める場合を除く。)は、500円を加算する。				

- 4

4月29日から5月5日まで、8月12日から8月16日まで、12月30日、12月31日及び翌年の1月1日から1月3日まで
の日に宿泊する場合は、1,000円を加算する。
- 5

団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につ
き4,600円とする。
- 6

小学生、中学生又は高校生が団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料金は、1室4人以上の
利用の場合に限り、1人1泊につき4,000円とする。
- 7

宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。

2 休憩料

区分	金額(1室につき)
本館和室	1時間につき1,100円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

3 木工体験施設利用料

区分	金額
木工体験施設	1時間につき2,200円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第215号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 鳥取市さじコスモスの館(以下「コスモスの館」という。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が必要と認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

施設名		利用時間
コスモスの館	宿泊	午後4時から翌日午前10時まで
	休憩(本館和室)	午前9時から午後10時まで
木工体験施設		午前9時から午後10時まで
多目的ハウス		午前7時から午後10時まで

(利用料金の減免基準)

第3条 条例第8条に規定する利用料金の減免は、教育普及活動の推進又は学術研究活動に関する各種事業を行う場合で公益上特に必要と認めるときに行うことができる。

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第4条 コスモスの館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、コスモスの館の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。